

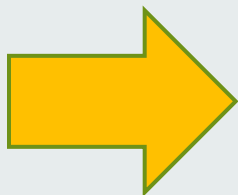
# 動物愛護法改正の課題

## ～動物実験の法管理について～

平成24年11月18日  
動物実験の法制度改善を求めるネットワーク  
藤沢 顕卯

# 2012年動物愛護法改正の結果

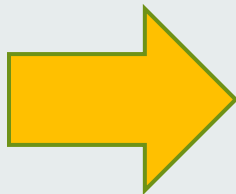
- 2012年の法改正では実験動物について何の改善もなし。
- 1999年の改正以来、実質3度目の見送り。国際情勢と大きな隔たり。
- 未だに「誰が」「どこで」「どんな」動物実験を行うことも法的に制限されていない。
- 行政すら「どこで」「どんな動物が」「何匹」動物実験に使われているか、把握していない。
- 背後には医学・生理学系その他の学術団体や、製薬その他産業団体の強い反対がある。



関係機関の考えと自主管理状況を調べるべくアンケートを実施。

# 動物実験アンケート ～回答率抜粋～

	発送件数	有効回答 件数	回答率
国立大学・ 独立行政法人	50	39	78%
公私立大学	101	7	7%
製薬会社	70	5	7%



国立大学以外は答える気なし？  
社会に対する説明責任の意識が低い。  
業界の横つながり重視で市民無視の姿勢？

# 動物実験アンケート ～ 5 動物実験委員会の構成～

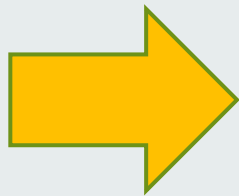
構成について回答のあった30機関中、

動物実験を行わない者 10

学外の有識者 6

倫理や法学等の人文社会系 3

一般市民 0



外部の人間や専門外の人間が少ない。  
研究者中心に偏っている様子が窺える。

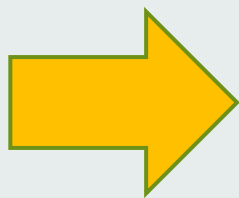
# 動物実験アンケート ～ 9 情報公開～

項目について回答のあった16機関中、

動物実験計画書件数 8

実験動物飼養保管数 6

実験動物使用数 3

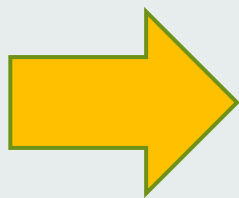


どんな動物を何のために何匹使っているのか、という市民の関心事に係る一番基本的な事項が欠如している。

**企業は実質情報公開率 0%**

# 動物実験アンケート ～14－16自主管理や法整備について～

自主管理は上手くいっているので法管理は  
必要ないという答えが圧倒的多数だった。



答えが画一的で自己弁護的なものが多い。  
どれだけ努力しているとしても、現状を常  
に批判的に見て改善していこうという姿勢  
が必要ではないか？

# 動物実験アンケート ～他の機関に比べ際立った取り組み～

## 6. 教育訓練

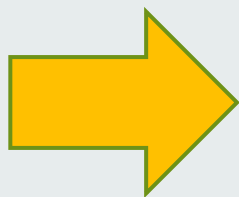
「動物実験資格者認定試験」を実施(滋賀医科大学)

## 9. 情報公開

「苦痛のカテゴリ毎の実験計画数」を公開(福井大学)

## 13. 代替法の開発

「眼刺激性試験(ドレーズテスト)代替法の研究開発などを行う研究部門を設置」(東京工業大学)



このような取り組みは動物福祉と適切な情報公開の観点から評価できる。ぜひ他の機関にも導入してほしい。

# 法管理が必要と思われる理由

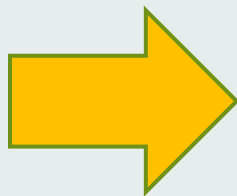
- 国立大学以外の自主管理状況が全く不明で社会への説明責任を果たしていない。
- 回答のあった機関も、努力をしている姿勢は見えるが、市民の求める管理体制や透明性の確保と現状の自主管理体制との間に大きなずれがある。（ex.委員会の構成や情報公開、外部評価等）
- 模範的な取り組みを他の機関にも普及させる必要性。
- 自主管理では業界間の格差や、業界（学術）団体から漏れる機関をフォローできない。
- 科学や動物実験のあり方は当事者や専門家のみが判断するのではなく、実験の必要性を含めて、社会全体で監視、議論、判断すべき。



# 動物実験法管理のモデル ～米国式？ 欧州式？～

	米国式	欧州式
実験施設	登録制	許認可制
委員会・ 計画書審査	<b>機関内委員会が実施</b> (法規定あり) ※獣医師、市民代表を含む	<b>国の委員会が実施</b> (法規定あり)
査察	<b>国・機関内委員会が実施</b> (法規定あり) ※国の査察は抜き打ち	<b>国の査察官が実施</b> (法規定あり)

米国式は法的裏付けを持ちながらも自主管理を尊重。  
欧州式は原則として国が全てを管理。



現状から移行しやすいのは米国式。  
実験関係者にも米国式を評価する声が多い。

# 実験動物と他の動物 ～統一式？ 別法式？～

	米国他諸国	イギリス
実験動物福祉の 法規定	動物福祉法に含まれる	動物福祉法の対象外で別法 ※Animals (Scientific Procedures) Act

実験関係団体からの声を受けて、民主党でも一時、  
実験動物の別法案が持ち上がった。

日本の愛護法は法律の性格が相当ペット保護に傾  
いており、産業動物の福祉を入れるためには、法律  
の（名称や目的を含めた）抜本的な見直しが必要？

一方で、別法化については、担当省庁や法律の趣  
旨、法体系等、慎重に議論する必要がある。

# 米国の法運用状況例

## ■サル死亡でハーバード研究所を捜査

(2012年SankeiBizニュース記事より一部抜粋)

昨年10月に研究所でサルが死亡した件について、ハーバード大学医学部ニューイングランド霊長類研究所（NEPRC）が米農務省の取り調べを受けている。

昨年7月には製薬会社ブリストル・マイヤーズ・スクイブの研究室でサルが洗浄機の中で死亡しているのが見つかり、その後、農務省の調査が強化された。2009年にはサルの死亡に関してワシントン大学の霊長類研究所が1万893ドル（約83万円）の罰金を科されている。

米動物保護法は「精神的外傷」や興奮、身体的危害、「行動ストレスまたは無用な不快感」を避けるため、研究動物を可能な限り「慎重に」扱うことを研究室に義務付けている。同法施行のため、米農務省は毎年国内約1100カ所の大学や民間研究所に対し、調査を行っている。

(ブルームバーグ Patrick Cole)

# 最後に提案

- 科学や動物実験のあり方は社会全体で決めるべきもの。我々には口を出す権利がある。
- 法改正は5年待たなければならない決まりはない。世論があればいつでも可能。
- 5年ごとの見直しで行われるのは、審議会の議論→パブリックコメント→各党会議→議員立法の決まったパターン。
- これらは行政や議員のアリバイ作りで、敷かれたレールの上（受け身の姿勢）では所詮勝負は見えている。
- 真に市民の声が反映される法改正をするには5年後の見直し時期を待っていてはダメ。主体的な市民の動きで法改正を実現させよう！